

科目1

精神保健福祉の理念

講義2

精神障害者の権利擁護と自治体政策の 基本的枠組み

1) 精神障害者の人権と権利擁護

どうでしょう、この考え方

権利擁護っていうと、虐待を防止したり、
意思決定が難しい状態にある障害者に
成年後見制度を促していくことをイメージします。



あと、明らかに医療が必要そうなのに受療できない
人がいたら、周囲と助け合って受診のお手伝い
をすることも権利擁護の一環だと思っています。



日本国憲法(1946年公布)

第11条

国民は、すべての**基本的人権**の享有を妨げられない。
この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない
永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に**公共の福祉**のためにこれを利用する責任を負ふ。

【人権とは】

人間として認められている基本的な権利
人種や国籍、性別などに関係なく、**すべての人が持つ権利**

世界人権宣言(1948年採択)

- 世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標やあらゆる人と国が達成すべき**共通の基準**を国際的にうたった。
- すべての人々が持っている**市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利**を内容としている。

障害者の権利宣言(1975年採択)

- 障害者全体を対象とし、障害者の定義を提示
- 諸権利が障害の種類や程度にかかわりがないこと、さらに、障害者も他の人々と同じ基本的権利をもっていることが明記
- 法的拘束力はないものの、その後の世界各国の障害者の権利擁護の指針となった

ノーマライゼーションの理念が浸透し、
障害者の観点が医学的機能から社会的機能へと転換した

障害者権利条約(2006年採択)

- 障害者に関する初の包括的かつ総合的な国際条約
- 障害者の尊厳・自立・社会参加・平等・無差別と合理的配慮の適用等を一般原則とし、社会の様々な分野における障害者の権利保護・取組促進について規定
- 障害のある人が、自身の関わる問題に主体的に関与し、条約の作成過程にも反映

“Nothing About Us Without Us”
～「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」

日本における障害者権利条約の動き

2007年 署名

～2013年 障害者基本法の改正や

障害者差別解消法等の各種法制度整備

2014年 批准

2016年 第1回政府報告の提出

2022年 第1回政府報告に関する

障害者権利委員会の総括所見公表

日本の第1回政府報告に関する総括所見

I. 序論

II. 肯定的な側面

○ 障害者の権利の促進のためにとられた立法措置

情報利用のアクセシビリティ 差別解消 バリアフリー 雇用促進 文化芸術活動 等

○ 障害者の権利の促進のためにとられた公共政策枠組みの設置のためにとられた措置

III. 主要分野における懸念及び勧告

A. 一般原則及び義務(第1条～第4条)

8(a) 全ての障害者が他の者との平等を基礎として人権の主体であると認識し、全ての障害者関連の国内法制及び政策を本条約と調和させること。

10(a) 公的意思決定の過程における代替的な意思疎通、施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)、合理的配慮等を通じ、国や各地方自治体における多様な障害者を代表する団体と積極的で、意義のある、効果的な協議を確保すること。

日本の第1回政府報告に関する総括所見

B. 個別の権利(第5-30条)

＊「精神障害者」及び「精神障害者施策」に関する記載がされた勧告に着目し、抜粋。

- 生命に対する権利(第10条) ○ 身体的自由及び安全(第14条)
- 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由(第15条)
- 移動の自由及び国籍についての権利(第18条) ○ 自立した生活及び地域社会への包容(第19条)
- 家庭及び家族の尊重(第23条) ○ 健康(第25条) ○ 労働及び雇用(第27条)

C. 具体的義務

- 統計及び資料の収集(第31条) ○国際協力(第32条) ○国内における実施及び監視(第33条)

IV. フォローアップ

- 情報の周知 本総括所見を広く周知すること、並びに人権に関する政府のウェブサイトで入手可能にすることを要請すること 等

- 次回定期報告 締約国に対し、第2回・第3回・第4回定期報告を2028年2月20日までに提出し、本総括所見の勧告の実施に関する情報を含めることを要請すること 等

障害者の権利実現に向けた施策を更に推進する必要がある

精神疾患を有する者の保護及び メンタルヘルスケアの改善のための諸原則 (1991年採択)

- 精神疾患を有する人々の権利と保護、特に精神保健施設に非自発的に入院している少数の患者に焦点が置かれる
- 精神疾患を有する者の基本的な自由と人権と法的権利を保護するために、各国政府は、必要なら、国内法をこの諸原則に合わせるよう考慮すべきと明記

地域であたりまえに治療や援助が受けられる権利の保障、
そのための地域の精神保健サービスの創設を促している

包括的メンタルヘルスアクションプラン 2013－2020(2013年発表)

“No health without mental health
(メンタルヘルスなしに健康なし)”

- 精神的に満たされた状態(mental well-being)を促進し、
精神障害を予防し、ケアを提供し、リカバリーを促し、
人権を促進し、そして精神障害を有する人々の死亡率、罹患率、
障害を低減することを目標

2021年に更新され、2030年まで延長

権利擁護の範囲

病気や障害があることにより
判断能力が不十分である人の有する
諸権利を侵害しようとするものから

本人の生き方を尊重し、どのような
生活環境であっても自身の人生を
主体的に歩めるようにする

危害や損失
からの保護



自己実現に
向けた保障

みなさんはどうお考えになりましたか？

権利擁護っていうと、堅苦しく考えてしまいがちなんだけど、とても身近なことなんだね。



日ごろから権利擁護について話し合える雰囲気があるといいね。



権利擁護の視点をもって、普段の業務を点検してみましょう

2)自治体における精神保健医療福祉 政策の基本的枠組み

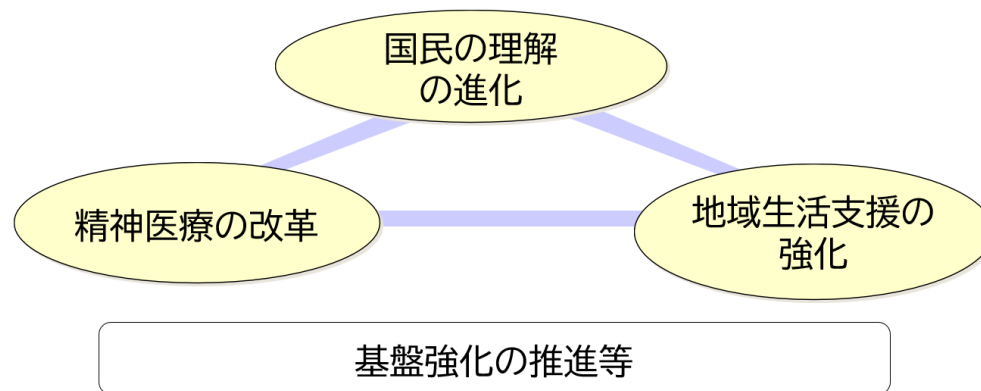
2000年以降から基本コンセプトに変わりはない

精神保健医療福祉施策の 改革ビジョン



精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム 【にも包括】の構築

「入院医療中心から地域生活中心へ」という
精神保健福祉施策の基本的方策の実現



出典:精神保健福祉対策本部『精神保健医療福祉施策の改革ビジョン』を一部改変

「精神障害の有無や程度にかかわらず誰もが安心して
自分らしく暮らせる」といった地域共生社会の実現

医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム。

自治体政策の基本的枠組み

①国民の理解の深化
～官民が共同して取り組む
偏見・差別の解消～

②精神保健医療福祉体系の
再構築
～市町村を中心とする
重層的な支援体制の構築～

③地域生活支援体制の強化
～行政施策の計画化と
地域化の導入～

④精神医療の質の向上
～医療アクセスの向上と
入院患者の権利擁護～

①国民の理解の深化

～官民が共同して取り組む偏見・差別の解消～

精神疾患の正しい知識を促す国民的運動「こころのバリアフリー宣言」
目標は認知度90%以上を目指し、国・自治体だけでなく、当事者・家族、
教育、メディアなどが主体者へ

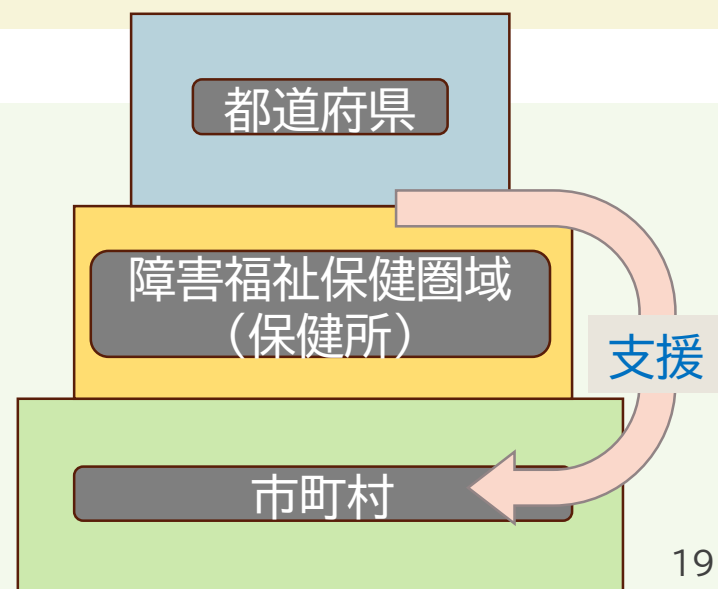
- 
- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及や偏見をなくすこと
「世界メンタルヘルスデー」
 - メンタルヘルス課題を有する者への住民の支援、専門家へのつながり
「心のサポーター養成」

②精神保健医療福祉体系の再構築 ～市町村を中心とする重層的な支援体制の構築～

障害福祉サービス主体が都道府県から身近な市町村に移行し、
障害者ケアマネジメントが確立。

市町村、障害保健福祉圏域(保健所)、都道府県の3層構造の
体制とし、都道府県・保健所による市町村支援が本格的に実施

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、
メンタルヘルス課題を有する者への支援
も対象にした重層的な支援体制の構築へ
と発展



③地域生活支援体制の強化 ～行政施策の計画化と地域化の導入～

都道府県・市町村ともに障害者施策の計画策定が義務付け
自治体による計画的な障害福祉サービス整備の本格的実施



障害者基本計画

障害福祉計画

医療計画

- 障害者基本計画・障害福祉計画・医療計画等の成果目標を連動し、保健医療と福祉の双方による取り組みを充実させて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の実現を目指している

④精神医療の質の向上 ～医療アクセスの向上と入院患者の権利擁護～

病床の機能分化、緊急時に24時間対応できる救急医療体制が構想
非自発的な入院の制度運用の適正化



- 精神科救急医療の提供にあたって「平時の対応・受診前相談」、「入院外医療の提供」、「入院医療の提供」の機能・役割を整理
- 権利擁護のさらなる強化に向け、入院者への訪問支援事業、精神医療審査会の機能強化、精神科病院での虐待防止の仕組みが整備

講義2 まとめ

- 精神障害者はその疾患の特性等から、日本だけでなく世界的にみても、尊厳・権利を侵害されやすい状況になることがある。
- 権利擁護とは、危害や損失からの保護だけでなく、自己実現に向けた保障についても範囲と内容に含まれる。
- 精神保健福祉相談員は、公務員かつ各々の職種の倫理基準を基に、障害者の権利擁護の視点を持ち、支援していく。
- 自治体における精神保健福祉政策の基本的な枠組みは変わらずに推進されてきている。そのため、これまでの経過を反映させながら、今取り組むべきことを考案していく姿勢が大切である。

参考文献・資料

- 外務省『人権外交 障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)』ホームページ.
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
- (独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター訳
『メンタルヘルスアクションプラン2013-2020』,2014.
- 岩間伸之・原田正樹『地域福祉援助をつかむ』有斐閣,2012.
- 精神保健福祉対策本部『精神保健医療福祉の改革ビジョン(概要)』, 2004.
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2004/09/dl/tp0902-1a.pdf>
- 厚生労働省『地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会 報告書』,2022.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000949216.pdf>
- 厚生労働省『「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書』,2021.
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/000755200.pdf>

ご視聴ありがとうございました。

続いて、講義【3】

精神保健福祉相談に求められる専門的視点
の動画をご覧ください。